

出水市病院事業院内保育所管理運営業務委託仕様書

1 業務名

出水市病院事業院内保育所管理運営業務（以下「委託業務」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

3 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 業務場所

出水市明神町471番地（出水総合医療センター敷地内）

出水市病院事業院内保育所（以下「院内保育所」という。）

※詳細については、別紙1施設概要のとおり

5 業務内容

院内保育所の管理及び運営

(1) 保育の実施

ア 対象年齢 0歳（生後8週間を経過）から6歳（小学校就学前）までの子

イ 保育時間 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後7時までとする。

(2) 乳幼児の登録

入所申込の際に事前登録するものとする。

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

保育所の機能と環境を良好に維持し、保育業務が常に安全、快適かつ衛生的に行われるために、日常の必要な掃除、施設等の点検及び保守管理を行うこと。また、不可抗力により生じた施設の不備や不具合が明らかになった場合は、直ちに委託者へ報告し、協議すること。

(4) その他必要な管理業務

- ア 入所案内など入所者募集に係る業務
- イ 保育利用実績及び保育料の集計
- ウ 保育日誌の作成及び毎月の業務報告書の提出
- エ 各種統計等の資料作成、利用者の意向調査等
- オ 安心・安全な保育環境の整備
- カ 食事・おやつの手配
- キ 視察の対応
- ク その他、管理運営上必要であって、上記いずれにも該当しない軽易な業務

※別紙 2 業務負担区分を参考にすること。

6 職員の配置及び条件

- (1) 保育業務を遂行するに当たり、次の表に掲げる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に規定する数以上の保育士資格を有する者を配置するものとし、院内保育所に入所している子ども（以下、「園児」という。）の数に応じて変動するものとする。

ただし、2 人を下回らないこと。

	0 歳児	1・2 歳児	3 歳児	4 歳児以上
園児数：職員数	3：1	6：1	15：1	25：1

- (2) 保育に従事する職員のうち概ね 2 分の 1 以上は常勤職員とすること。

7 対象児

次の各号に定める条件を全て満たしていること。

- (1) 委託者の職員が養育する子であって、0 歳児（8 週間を超える乳児）から小学校就学の始期に達するまでの子であること。
- (2) 委託者が院内保育所で保育が可能と判断した乳幼児であること。

8 入所定員

- (1) 院内保育所の定員は、19 人とする。

ただし、園児数については、不確定要素があるため、年度途中においても園児の増減は、定員の範囲内であるものとする。

- (2) 委託者、受託者の協議により、業務の履行が可能な範囲内で定員を変更することができるものとする。

9 食事等

受託者は、保護者と連携の上、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設最低基準」という。）を上回るものを提供するように努めなければならない。

10 保育方針

乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的として保育するものとする。

11 保健・安全・感染症対策

- (1) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、園児に年2回の健康診断を実施するものとする。また、月1回避難訓練を実施する等、非常時に対する具体的な計画を立て、これに対する注意と訓練を行うものとする。
- (2) 受託者は、園児の安全に配慮するとともに、園内の出入口等の施設に最善の注意を払うこと。
- (3) 受託者は、院内保育所の感染症対策として園児の予防接種を推奨すること。
- (4) 受託者は、院内保育所内で委託業務に従事する全職員（以下、「業務従事者」という。）の日々の健康管理を行うとともに、次のとおり抗体検査やワクチン接種等を実施又は推奨すること。

ア 受託者は、業務従事者に対し、年1回以上の健康診断を受けさせ、委託者へ速やかに検査結果を報告すること。また、その際、胸部エックス線検査に異常がないことが分かる書類を提出すること。

イ 受託者は、業務従事者に感染性胃腸炎（ノロウイルス）や腸管出血性大腸菌感染症などが危惧される症状がある場合は、代替の者をもって業務を行うこと。また、感染症にかかった業務従事者が勤務に復帰する際は、事前に委託者に報告し、その指示に従うこと。

ウ 受託者は、毎年、インフルエンザの流行時期に入る前に、業務従事者の同意のもと、ワクチン接種を推奨すること。

エ 受託者は、業務従事者が麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎のワクチンをそれぞれ2回接種したことを記録で確認できない場合、ワクチン接種を推奨すること。

1 2 事故への対応

- (1) 受託者は、園児に事故が発生しないよう万全の対策を講じるものとし、委託者はこれに協力するものとする。
- (2) 受託者は事故が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、その被害を最小限に防止するため必要な措置を講ずるとともに、委託者に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、受注者の負担において、園児、第三者及び施設等に対する賠償責任保険に加入するものとする。

1 3 帳簿の整理

受託者は、認可外保育施設指導監督基準に定める保育に必要な諸記録を作成し備え、管理しなければならない。

1 4 費用負担の区分

委託業務の遂行上必要な経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 委託者が負担する経費

- ア 業務に使用する電気・水道等の光熱水費
- イ 業務に使用する通信費（業務管理や会社連絡等に使用するものは除く。）
- ウ 業務に使用する消耗備品等
- エ 食事・おやつに必要な食器及び消耗備品等
- オ 施設又は備品等の維持管理費用
- カ 園児の健康管理に係る費用
- キ その他委託者が負担することが相当と考えられる費用等については別途協議する。

(2) 受託者が負担する経費

- ア 業務従事者の健康管理に係る費用

- イ 業務従事者の教育訓練に係る費用
- ウ 保育に使用する保育教材、日用品、文具類及び事務用品等の消耗品
- エ 賠償責任保険料（園児、第三者及び施設）
- オ その他「委託者が負担することが相当と考えられる費用」以外の経費等については別途協議する。

1 5 指示事項

(1) 遵守事項

受託者は、委託業務の実施にあたっては、関係法令に基づき次の事項を遵守しなければならない。

- ア 受託者は委託者の指示等に誠意をもって従うこと。
- イ 常に業務改善のための研究、努力を怠らないこと。
- ウ 受託者及び業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報等を第三者にもらしてはならない。
- エ 省資源・省エネルギーに努めること。
- オ 衛生管理及び防災に努めること。

(2) 責任者の選任

受託者は、委託業務の実施に当たり、配置した業務従事者の中から業務責任者（正・副各 1 名）を定め、委託者に届けること。

(3) 業務従事者の名簿

受託者は、業務従事者の名簿（担当業務、氏名、年齢及び住所を記載したもの）に写真及び業務に従事するために必要な資格を証する書類等を添付の上、委託者に提出すること。なお、異動があった場合も同様とする。

(4) 火気取締

受託者は、施設の火気取り締まりについて、事故のないよう確認作業を徹底し、十分に注意を払い、遺漏のないよう措置すること。

(5) 報告

受注者は、保育業務終了後「業務日誌」を作成の上、翌月 10 日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。

(6) 業務の引き継ぎ

受託者は、委託業務の受託者が変更になった場合は、業務が円滑に移行できるよう、受託者の責任において、変更後の受託者に誠実に引き継ぎを行うものとする。

1 6 その他の特記事項

- (1) 受託者は、業務従事者を委託者が実施する消防訓練及びその他の管理運営上必要な事業計画に参加させるものとする。
- (2) 受託者は、園児の状況によっては、速やかに保護者に当該園児の状況を伝え、保護者が迎えに来るまでの間、適切に預かること。ただし、急を要する場合は、保護者の承諾なしに医療機関の受診等を行うことができることとする。
- (3) 受託者は、園児の睡眠中の健康管理も徹底すること。
- (4) 受託者は、園児の年間、月間及び週間における個別の保育計画を作成すること。
- (5) 受託者は、食事及びおやつに工夫を凝らすこと。
- (6) 受託者は、開所時間について、保護者の勤務時間に合わせて柔軟に対応すること。
- (7) 受託者は、院内保育所を安定して運営できるよう、職員を配置すること。
- (8) 受託者は、不測の事態に備え、職員のバックアップ体制を確保すること。
- (9) 受託者は、委託者及び保護者からの情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応じること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示によるほか、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

1 7 委託条件

次の各号に定める条件を全て満たしていること。

- (1) 関係する法令及び通知等を遵守し、院内保育所の運営を実施すること。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める保育所の基準に準じて、院内保育所の運営を実施すること。

- (3) 別紙 5 出水市病院事業院内保育所保育条件に従い、院内保育所の運営を実施すること。
- (4) 別紙 6 認可外保育施設指導監督の指針を遵守すること。

1 8 その他

- (1) 見積りに当たっては、委託者が別紙 3 の(1)に示す推計園児数によるものとする。なお、見積りは、次のことを記入すること。

ア 契約期間全体の金額（必要であれば調理員の配置を含む。）

イ 保育士体制別での月額（必要であれば調理員の配置を含む。）

ウ 保育時間外での利用時の保育士 1 人当たりの時間外単価

エ 利用児 1 人当たりの食材費の日額

なお、契約金額は、見積り額に 1 0 0 分の 1 0 を加算した金額とする。

- (2) 委託料の支払いは、月末締め of 翌月払いとする。

実際の利用実績に基づき、利用園児数に応じた保育士体制による月額委託料の支払いとする。

- (3) 契約の変更等について、委託者の諸事情により委託期間の変更事由が発生した場合は、委託者と協議し期間の変更契約を直ちに行い、委託料を増減するものとする。